

3 こころの健康づくり

<妊産婦期>

(1) 現 状

産婦はホルモンバランスや環境、自分の体の変化等により、精神的に不安定になりやすく、産婦の約10%が産後うつになるとも言われています。

西播磨圏域では、周産期の母子支援に関する連絡会（西播磨周産期連絡会）が開催され、医療機関と保健行政が参加し、養育支援ネットを中心とした連携と支援のあり方について検討・情報交換を行い、支援が必要な対象者の早期発見と支援に努めています。また、健康福祉事務所で養育支援ネット推進検討会を開催し、管内のネットワークの強化を図っています。

また、子育てが孤独になりやすいことが指摘される現代社会において、虐待等の様々な問題を早期に発見・支援できるよう、子育て全般を継続的に支援できる体制が必要です。

(2) 課 題

母子保健事業実施や関係機関の連携により、支援の必要な対象者を早期に発見・支援できる体制の充実が必要です。

(3) 推進方策

課題を解決するために、次に示す課題毎の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
産婦のうつチェックを実施する市町数の増加	6市町 (85.7%) <small>(平成24年度県健康増進課調圏域値)</small>	7市町 (100%)

【主な推進施策】

① 地域・医療の連携促進

妊産婦のこころの健康や子どもの健やかな発達支援に関する問題について、早期に発見し、支援するには地域・医療が一体となった支援体制が必要です。保健と医療が連携した養育が必要な家庭を早期支

援するための「養育支援ネット」の活用とともに、地域・医療機関等のさらなる連携を進めます。

② エジンバラ産後うつ病質問票等の活用促進

産婦は、ホルモンバランスや環境・身体等の変化により、精神的に不安定な状態になりやすく、産婦の約10%が産後うつを呈していると言われています。母親が産前産後の体調不良や家庭的な悩みを抱える場合、児童虐待のリスクが高くなることから、産後うつの早期発見について、エジンバラ産後うつ質問票等の活用を促進していきます。

【各主体の役割】（地域・医療の連携促進）

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・地域への情報提供・連携会議（西播磨周産期連絡会・養育支援ネット推進会議等）への参加（医療機関）
事業者	—
市町	・地域・医療が一体となった連携体制の構築の推進・連携会議（西播磨周産期連絡会・養育支援ネット推進会議等）への参加と参画
健康福祉事務所	・地域・医療が一体となった連携体制の構築の推進・連携会議（西播磨周産期連絡会・養育支援ネット推進会議等）への参加・開催

【各主体の役割】（エジンバラ産後うつ質問票等の活用）

主体	主 な 役 割
県民	・母子保健事業の利用・調査への協力
関係団体等	・エジンバラ産後うつ質問票等の活用 ・産後うつ病患者への治療活動 ・母子保健事業への協力（医療機関）
事業者	・母子保健事業への協力
市町	・エジンバラ産後うつ質問票の使用 ・母子保健事業の実施
健康福祉事務所	・エジンバラ産後うつ質問票の使用について関係機関への情報提供 ・母子保健事業実施への支援

＜乳幼児期＞

(1) 現 状

少子高齢化、合計特殊出生率の低率推移の中、子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭や地域における子育て力（支援機能）が低下しています。

(2) 課 題

子どもの健やかな発達を促すため、母子保健事業を通して子育て家庭支援を行うほか、関係機関が連携して支援が必要な対象者を早期に発見し、支援する体制の充実が必要です。

(3) 推進方策

母子保健事業の実施や関係機関の連携により、支援の必要な対象者を早期に発見、支援できる体制の推進を図ります。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
5歳児発達相談を実施する市町数の増加	1市町 <small>(平成24年度県健康増進課調圏域値)</small>	7市町 (100%)
3歳児健康診査の未受診児のフォロー把握率を上げる	76.9% <small>(平成23年度圏域内平均)</small>	100%

【主な推進施策】

発達障害児支援体制の整備・拡充

発達障害児等の対象者への早期支援を推進していくために、3歳児健康診査の未受診者の全数把握をめざし、5歳児発達相談事業の実施、発達障害児支援体制の整備・拡充等に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・発達障害に関する知識の普及
関係団体等	<医療機関・療育施設等> ・発達障害児に対する療育の実施 ・発達障害児支援体制の整備・拡充への協力
事業者	—
市町	・乳幼児健康診査、5歳児発達相談事業の実施
健康福祉事務所	・発達障害児支援体制の整備・拡充 ・母子保健に関するスタッフへの研修会の開催

<学齢期>

(1) 現 状

思春期を含む 12～24 歳の悩みやストレスの原因は、男性、女性とも「自分の学業・受験・進学」が最も多く、相談相手は「家族」「友人・知人」となっています。

平成 23 年度中学生・高校生の健康づくり実態調査によると、「眠れないことが頻回にある人の割合」は、県平均 6.2%に対し西播磨圏域 6.5%、「ストレスがたくさんあったと感じる人の割合」は、県平均 16.1%に対し西播磨圏域 19.4%と県平均を上回る結果となっています。また「悩みのあった時に誰にも相談しない人の割合」は、県平均 15.6%に対し西播磨圏域 14.8%となっています。

(2) 課 題

学校・保護者・地域が連携した対応ができるよう、情報提供や居場所づくりなどの取り組みの充実が必要です。

(3) 推進方策

各課題を解決するために、次に示す課題毎の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項 目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
眠れないことが頻回にある人の割合の減少（中学 1 年生、中学 3 年生、高校 1 年生、高校 3 年生）	6.5% <small>(平成 23 年度中学生・高校生の健康づくり実態調査圏域値)</small>	5.0%以下
ストレスがたくさんあったと感じる人の割合の減少（中学 1 年生、中学 3 年生、高校 1 年生、高校 3 年生）	19.4% <small>(平成 23 年度中学生・高校生の健康づくり実態調査圏域値)</small>	13.0%以下
悩みがあった時に誰にも相談しない人の割合の減少（中学 1 年生、中学 3 年生、高校 1 年生、高校 3 年生）	14.8% <small>(平成 23 年度中学生・高校生の健康づくり実態調査圏域値)</small>	12.5%以上

【主な推進施策】

① 専門相談の充実

ひきこもり、不登校や、心身の悩み等、多岐にわたる思春期のこころの問題に対応できるよう、専門相談窓口の充実・推進を図ります。

② 学校等における飲酒や喫煙に関する知識の普及啓発

飲酒や喫煙が心身に与える影響は、発育・発達の途上にある未成年においては特に大きいため、飲酒や喫煙の危険性等について、必要な知識を普及していくことが必要です。このため、学校等で児童・生徒に直接教育する機会を設けるとともに、家族や地域に対しても、未成年者の飲酒や喫煙を容認しない、地域行事で飲酒や喫煙を勧めない等の普及啓発を実施していきます。

【各主体の役割】（専門相談の充実）

主体	主 な 役 割
県民	・ こころの問題に関する相談の実施
関係団体等	<医療機関> ・ 専門的加療が必要な者への医療の実施 <教育機関> ・ 相談窓口の設置 ・ 専門相談窓口への協力、紹介 等
事業者	—
市町	・ 相談窓口の設置 ・ 専門相談窓口への協力、紹介 等
健康福祉事務所	・ 専門相談窓口の充実、地域思春期保健関係者によるネットワーク会議等の開催

【各主体の役割】（飲酒、たばこ対策）

主体	主 な 役 割
県民	・ 飲酒や喫煙の害に関する知識の習得
関係団体等	<教育機関等> ・ 飲酒や喫煙の害に関する知識の普及啓発
事業者	<飲食店・販売店等> ・ 未成年にアルコールやたばこを提供しないことへの普及啓発
市町	・ 飲酒や喫煙の害に関する知識の普及啓発
健康福祉事務所	・ 飲酒や喫煙の害に関する知識の普及啓発

＜成人期＞

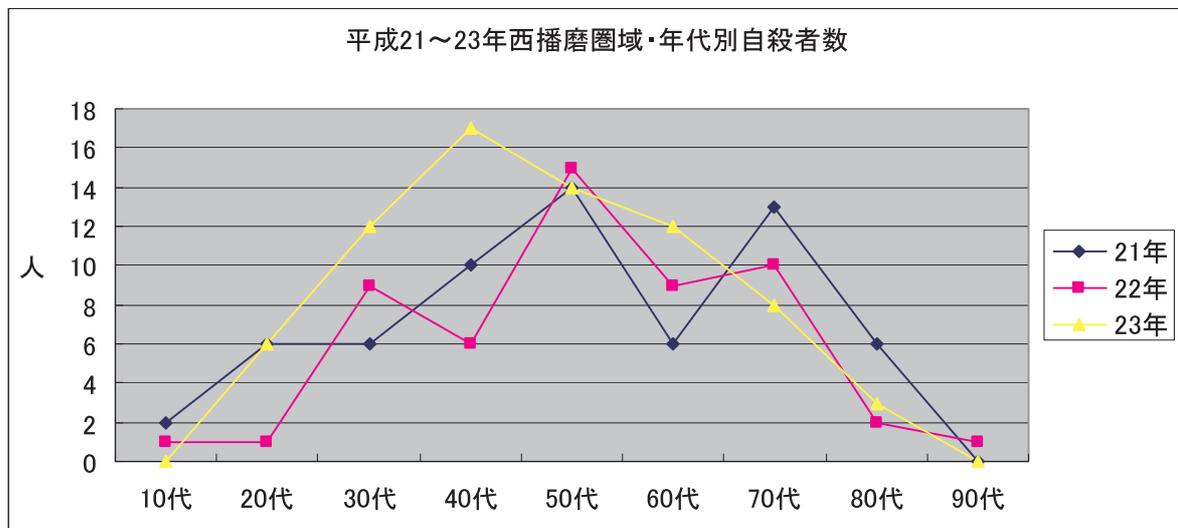
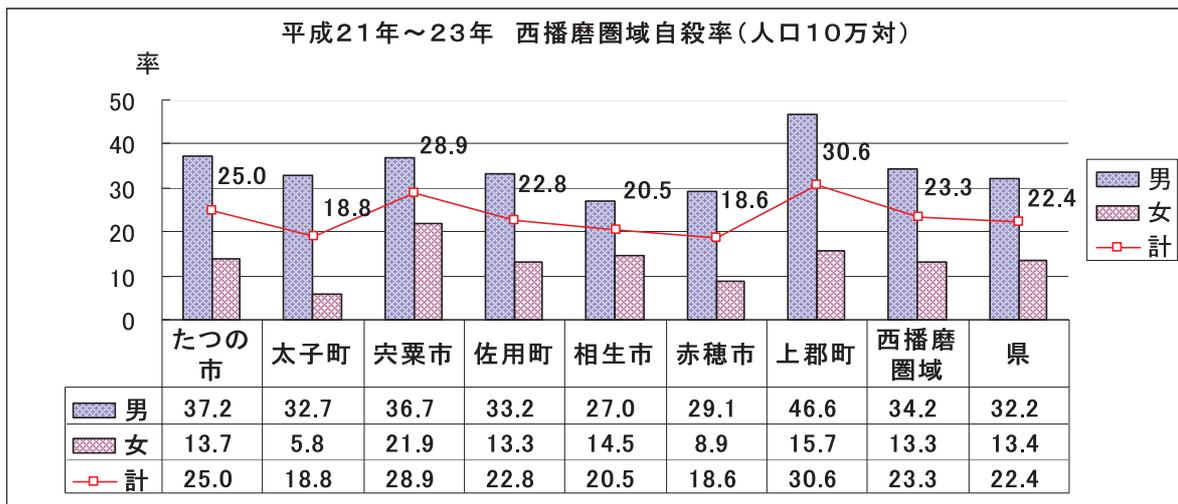
(1) 現 状

西播磨圏域は、精神科医療機関が偏在し、交通手段のない高齢者等は専門医への受診が困難な状況です。

西播磨圏域の平成 21 年～23 年の 3 か年の自殺者数は 189 人、（1 か

年平均 63 人) 西播磨圏域の自殺率は人口 10 万対 23.3 (県平均 22.4) で、県平均とほぼ同等で推移しています。市町別では宍粟市と上郡町で自殺率が高い状況にあります。性別では、男性が 7 割を占め、そのうち壮年期(40~60 歳代)の男性の自殺率が 5 割と多いです。

また、西播磨圏域においては多量に飲酒する人(1 日平均純アルコール 60g を超えて飲む人の割合)が男性で 5.9%と、県平均 2.3%に比べて、高い状況にあります。



(2) 課題

- ① こころの健康づくりに関する知識の普及及び啓発の実践が必要です。
- ② 睡眠習慣の改善や過度のストレスの軽減、適正飲酒等に関する普及啓発や相談体制の充実が必要です。
- ③ 働き盛り世代の自殺予防について地域・職域が連携した普及啓発や相談体制の充実と支援者の資質向上が必要です。
- ④ こころの不調に本人や家族が早期に気づき相談や受診ができるよう保健医療福祉の連携強化の推進が必要です。

(3) 推進方策

こころの健康増進のための普及啓発や相談体制の充実を図ります。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
ストレスを大いに感じる人の割合の減少	22.4% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	18.0%以下
眠れないことが頻繁にある人の割合の減少	11.6% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	9.0%以下
多量に飲酒する人の減少（1日平均純アルコール60gを超えて飲む人の割合）	男性 2.3% 女性 0.3% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	男性 1.8%以下 女性 0.2%以下
自殺者数の減少	72人 (平成23年度人口動態統計圏域値)	56人以下 (平成28年)

全県と同数値使用

【主な推進施策】

① 地域における気づき、見守り体制の充実

県民一人ひとりがこころの健康づくりや自殺予防のための基本的な知識を身につけ、家庭、地域、職場等の身近なところで、気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の行動ができるように取り組んでいきます。

② 保健医療従事者の資質向上、相談窓口の充実

精神医療関係者、事業所の産業保健師や労務担当者等を対象とした研修の実施等により、保健医療関係者の資質向上や、うつ病に対する支援体制の整備・強化を図ります。

また、職域・地域における医療相談・電話相談等の相談窓口の充実を図ります。

③ 精神科医と一般かかりつけ医などの保健医療等関係者との連携の促進

地域におけるうつ病等に対する支援体制の充実のために、内科等の一般かかりつけ医と精神科医の連携や、一般医から精神科医へ早期に患者をつなぐための仕組みづくりを推進していきます。

④ 特定健診や定期健康診断時における、うつチェック・メンタルケアの実施、普及啓発

自殺率の高い働き盛り世代において、職域を中心としたうつ病の予防及び早期発見体制の整備を進めます。

こころの健康づくりに関し、特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、睡眠習慣改善・ストレス軽減・適正飲酒について普及啓発に取り組みます。

⑤ 職域におけるメンタルヘルス対策の推進

職域等においては、過度のストレス状態にある対象者の早期発見やストレスに対する個人の対処能力を高める取り組み、専門職種の活用等、メンタルヘルス対策のさらなる推進を図っていくことが必要です。

【各主体の役割】（見守り体制の充実）

主体	主 な 役 割
県民	・こころの健康づくりや自殺予防のための基本的な知識の習得
関係団体等	・見守り体制の整備（研修会への参加等）
事業者	・見守り体制の整備（研修会への参加等）
市町	・見守り体制の整備、充実支援（研修会の開催等）
健康福祉事務所	・見守り体制の整備、充実支援（研修会の開催等）

【各主体の役割】（資質向上、相談窓口の充実）

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・保健医療者の資質向上
事業者	・研修会への参加 ・医療相談等の専門相談
市町	・相談窓口の充実、専門医による相談等の開設
健康福祉事務所	・医療関係者、労務担当者等を対象とした研修の実施 ・相談窓口の充実、専門医による相談等の開設

【各主体の役割】（連携体制）

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	<医療機関、医師会等> ・内科等の一般医・産業医と、精神科医等の連携促進 ・一般かかりつけ医等から精神科医へ、早期に患者をつなぐための仕組みづくり
事業者	—
市町	・保健医療等関係者で連携した、住民への支援の実施
健康福祉事務所	・保健医療等関係者で連携した、住民への支援の実施 ・保健医療等関係者の連携のための仕組みづくりへの支援

【各主体の役割】（うつチェック・メンタルケア）

主体	主 な 役 割
県民	・うつチェック・メンタルケアの活用
関係団体等	・特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、普及啓発
事業者	・特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、睡眠習慣改善・ストレス軽減・適正飲酒等について普及啓発
市町	・特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、睡眠習慣改善・ストレス軽減・適正飲酒等について普及啓発
健康福祉事務所	・特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、睡眠習慣改善・ストレス軽減・適正飲酒等について普及啓発

【各主体の役割】（職域におけるメンタルヘルス対策）

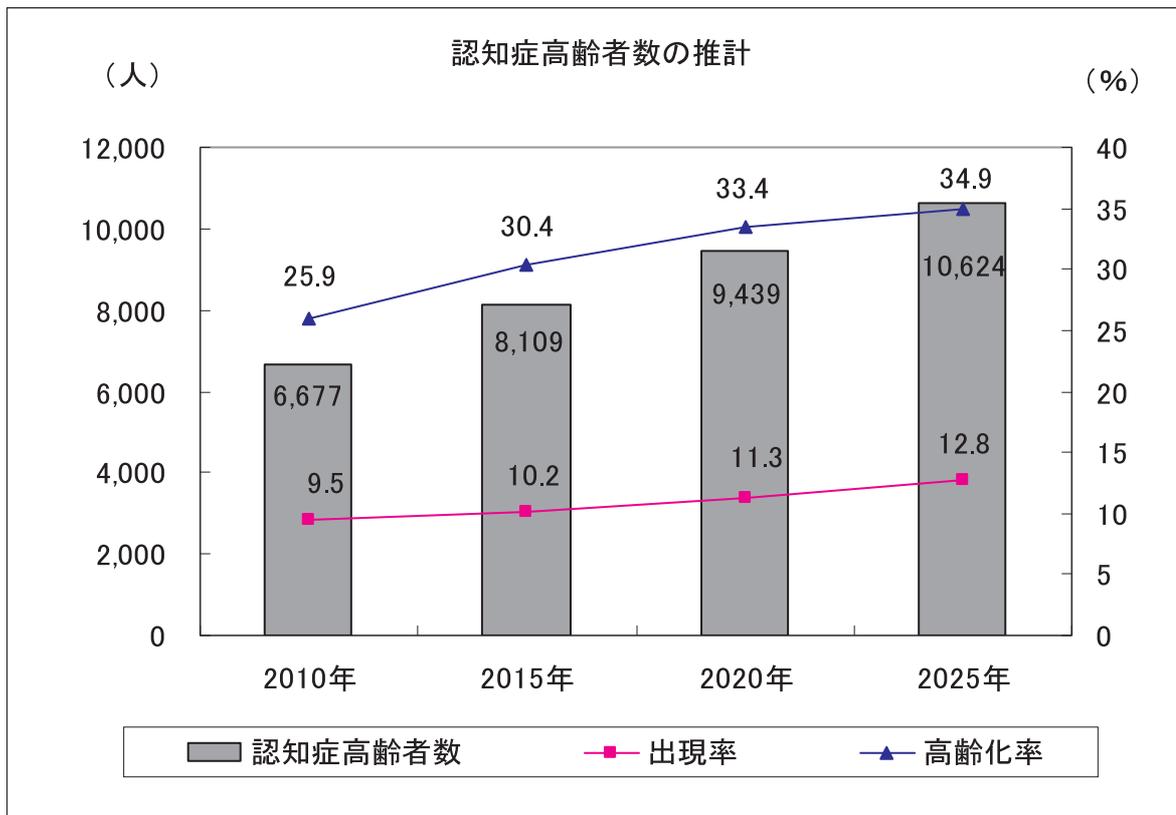
主体	主 な 役 割
県民	・職場等におけるストレス対処行動の習得
関係団体等	・メンタルヘルス対策の推進への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・過度のストレス状態にある対象者の早期発見等 ・個人のストレス対処能力を高める取り組みの実施 ・適正な労働時間管理と長時間労働（1か月 80 時間以上の1週 40 時間を超える労働）の防止対策の実施 ・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを生じさせない職場環境づくりの推進
市町	・メンタルヘルス対策の推進
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の推進 ・職域との連携による研修会の開催

＜高齢期＞

(1) 現状

西播磨圏域の認知症高齢者数は、平成 22 年度の認知症高齢者の出現率（平成 24 年度厚生労働省報告）をもとに推計すると、平成 27 年では 8,109 人（65 歳以上比 10.2%）32 年では 9,439 人（65 歳以上比 11.3%）の見通しです。

認知症の原因には、アルツハイマー病や脳血管疾患があります。生活習慣の改善による脳血管疾患の予防やアルツハイマー病などの早期診断による適切な医療とケアの提供が必要です。



注 65 歳以上の人口は県ビジョン課推計

(2) 課題

- ① 閉じこもりなどの孤立化を予防するための生きがいづくりや、交流・気づき・見守りなどの支援体制づくりが必要です。
- ② 認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の早期発見、治療、支援体制の推進が必要です。

(3) 推進方策

高齢者のこころの健康を保つために、老人会活動やサークル活動等、高齢者が活躍できる場の確保に努めるとともに、高齢者のうつ対策や認知症の予防の推進を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
キャラバン・メイト、認知症サポーター数の増加	8,604人 (平成24年度圏域値)	10,324人

【主な推進施策】

① 認知症高齢者を支えるネットワークの構築・医療体制の構築

認知症には早期発見・診断・治療が重要であることから、認知症疾患医療センター（リハビリテーション西播磨病院）を中心に認知症高齢者を支援する医療体制の強化に取り組めます。専門医とかかりつけ医、介護分野の連携を進めることで、継続的・包括的に一貫した認知症ケアを行っていくための体制の充実を図ります。

② 認知症ケア人材の育成

認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制づくりとして、認知症サポーターやキャラバン・メイト等、認知症見守り人材の養成を促進していくとともに、認知症に関する普及啓発を進めていきます。

【各主体の役割】（ネットワーク及び医療体制の構築）

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	<医療機関等> ・認知症対応医療機関等への登録 ・かかりつけ医の認知症対応力の向上 ・専門医とかかりつけ医、介護分野の連携促進
事業者	・認知症高齢者を支えるネットワークの構築協力
市町	・認知症高齢者を支えるネットワークの構築促進
健康福祉事務所	・認知症疾患医療センターのほか、認知症対応医療機関等の登録・周知

【各主体の役割】（認知ケア人材の育成）

主体	主 な 役 割
県民	・認知症サポーター研修の受講、活動
関係団体等	・認知症研修受講
事業者	・認知症研修受講
市町	・認知症見守り人材の養成
健康福祉事務所	・認知症見守り人材の養成支援

4 健康危機における健康確保対策

<大規模災害>

(1) 現 状

ア 西播磨圏域内の主な健康危機事例

平成 21 年 8 月に発生した台風 9 号は、佐用町や宍粟市に大きな被害をもたらし、災害に対する不安は強くなっています。

イ 防災計画等の整備

防災計画や行動マニュアルが実践活動に大きく影響することから、体制整備が重要です。

ウ 在宅人工呼吸器装着難病患者への対応

在宅人工呼吸器装着難病患者の把握は、特定疾患治療研究事業申請者に限っていますが、個別災害対応マニュアルは、全員作成済みであり、患者・家族の了解を得て、関係機関も同マニュアル（コピー）を所持し、緊急時、災害時対応の参考にしています。

(2) 課 題

- ① 災害に備え、個人に応じた非常食や物品の備蓄が必要であることの普及啓発が必要です。
- ② 災害時の活動マニュアルを整備し、実践できる体制整備が必要です。
 特定疾患治療研究事業（医療費助成）の対象疾患（56 疾患）及び小児慢性特定疾患の該当者のみ、訪問活動による支援のなかで、個別災害対応マニュアルを作成していますが、これに該当しない疾患で療養している者については実態が把握できていないため、個別災害対応マニュアルは作成できていません。
 また、特定疾患医療受給者のうち、緊急時、災害時に要支援者となる者については患者・家族の同意を得て、管内の市町及び消防署に対して、情報交換の場を設けています。しかし、医療費助成の対象でありながら漏れている医療依存度の高い難病患者や前述に関連する者については、関係機関からの情報入手はできていません。
- ③ 災害時要援護者の体制整備が必要です。

(3) 推進方策

地震や台風等による大規模災害に対する備えや二次的な健康被害に対する迅速かつ幅広い対応が求められていることから、それぞれの課題に応じ、目標を掲げ、各項目に掲げる施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	32.1% <small>(平成20年度ひょうご健康食生活実態調査圏域値)</small>	60%以上 <small>(平成28年)</small>
災害時保健指導マニュアル策定市町数の増加	0市町 <small>(平成24年度健康増進課調圏域値)</small>	7市町
在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針にもとづく個別災害対応マニュアルの作成割合の増加	100% <small>(平成24年度疾病対策課調圏域値)</small>	100%

■ 全県と同数値使用

【主な推進施策】

① 災害に備えた備蓄、連携体制の整備

災害に備えて食料・飲料水の備蓄や常備薬の管理や医療機関の連絡先等の把握が重要であることの周知及び被災者の二次的な健康被害を防止するための対策を促進します。

② 災害時の災害対応マニュアルの整備

個別災害対応マニュアル作成者については、情報を関係機関で共有し、適宜病状変化に即して定期的にマニュアルの内容の更新を図り、療養支援に活用します。

また、市町が主体となり、在宅人工呼吸器装着難病患者について情報交換を行い、個別マニュアルが患者に適した内容か否かを確認し、補足することにより、人工呼吸器装着している難病患者の総数及び実態を把握し、地域療養支援の推進を図ります。

③ 災害時要援護者への支援と支援体制の整備

【各主体の役割】（災害に備えた備蓄、連携体制の整備）

主体	主な役割
県民	・災害に備えた備蓄の必要性等認識の向上及び実践
関係団体等	・災害に備えた備蓄と連携体制の整備
事業者	・災害に備えた備蓄と連携体制の整備
市町	・災害に備えた備蓄の普及啓発、研修会の実施
健康福祉事務所	・災害に備えた備蓄の普及啓発、研修会の実施

【各主体の役割】（災害時の災害対応マニュアルの整備）

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・マニュアル策定への協力・連携、マニュアルの活用
事業者	・マニュアル策定への協力
市町	・マニュアル策定への協力・連携、マニュアルの活用
健康福祉事務所	・災害対応マニュアルの策定

【各主体の役割】（支援体制の整備）

主体	主 な 役 割
県民	・（必要時）名簿記名への協力、記名依頼
関係団体等	・他機関との連携体制整備 ・名簿の共有
事業者	・災害時における安否確認等の支援協力
市町	・要援護者の把握・名簿の作成、関係機関との共有 ・支援計画作成、支援体制の整備
健康福祉事務所	・支援計画作成、支援体制の整備に対する支援 等

＜食中毒＞

(1) 現 状

西播磨圏域においては、平成 22 年度は 8 件（50 人を越えたもの 1 件含む）、平成 23 年度は 5 件の食中毒が発生していますが、学校給食での発生はありません。

(2) 課 題

食中毒の発生防止を目的とした、事業者に対する監視指導並びに事業者・一般住民への食中毒に関する知識の普及啓発が必要です。

(3) 推 進 方 策

食中毒の未然防止及び適切な措置等の知識の普及を図るため、目標を掲げ、各項目に掲げる施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
1 事件当たり患者数が 50 名を超える食中毒の発生をなくす	1 件 <small>(平成23年度発生件数圏域値)</small>	0 件
学校給食を原因とする食中毒発生をなくす	0 件 <small>(平成23年度発生件数圏域値)</small>	0 件
腸管出血性大腸菌感染症(〇157) ^{オー} の集団発生をなくす	0 件 <small>(平成23年度疾病対策課調圏域値)</small>	0 件

【主な推進施策】

- ① 食中毒予防に必要な知識の普及啓発
「出前講座」による住民への普及啓発や「食の安全安心フェア」における情報提供を行います。
- ② 事業者による自主的な衛生管理の推進
H A C C P 導入の促進及び食品トレーサビリテイの推進を行います。
- ③ 重点監視対象業種（A、Bランク）に対する監視指導の徹底
監視率 100%達成を目指します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒予防の知識の習得（西播磨県民だより、市町広報、出前講座等）
関係団体等	・事業者への情報提供、学校給食の衛生管理の徹底について県との連携
事業者	・自主的な衛生管理の実行
市町	・事業者への情報提供、学校給食の衛生管理の徹底について県との連携
健康福祉事務所	・監視指導、衛生教育、情報の発信

＜感染症＞

(1) 現 状

ア 感染症法に基づく感染症届出状況

平成23年の感染症届出数は、2類感染症（結核56件）、3類感染症（〇157 5件）、4類感染症（レジオネラ症1件）、5類感染症（梅毒5件）ですべての感染症において、集団発生例はみられませんでした。

イ インフルエンザの患者発生状況

インフルエンザの発生等については、例年1月下旬に流行のピークを迎えています。平成23年は、2月末（7週）に流行のピークを迎えています。

新型インフルエンザ等新興・再興感染症の発生が懸念されている中、世界的な流行の注視も必要です。

(2) 課題

- ① 感染症の危機管理においては、標準予防策（手洗い、うがい、予防接種等）を実践する人を増やすことが重要です。
- ② 感染症発生動向調査の注視により、関係機関への情報発信に努め、早期の対応が必要です。

(3) 推進方策

感染症の拡大防止を図るため、目標を掲げ、各項目に掲げる施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 80.5% うがい 65.1% マスク 47.7% ワクチン接種 34.9% <small>(平成23年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)</small>	手洗い 95.0% うがい 89.0% マスク 59.0% ワクチン接種 48.0%

【主な推進施策】

① 感染症予防に関する必要な知識の普及啓発

感染症予防に関する必要な知識の普及啓発が最大の感染予防につながることから、関係機関と連携して情報共有しながら、機会をとらえてきめ細やかな啓発活動を推進します。

② 感染症発生動向調査の積極的活用

感染症発生動向を把握・評価し、適宜関係機関に情報提供をします。また、病原体サーベイランスにより、感染拡大の早期探知を図り、まん延防止に取り組めます。

③ 予防接種の推進

感染症の発症や重症例を少なくするために、予防接種の接種率を高め、自己管理意識を向上させます。

【各主体の役割】（感染症予防の知識の普及啓発）

主体	主 な 役 割
県民	・感染症予防に関する知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがい・マスクの着用・予防接種等）
関係団体等	<医療関係者、教育機関、社会福祉施設等の開設者等> ・感染症予防に関する知識の普及啓発
事業者	<動物等取扱業者> ・感染症の予防に関する知識・技術の習得 ・動物等の適切な管理 等
市町	・感染症予防に関する知識の普及 ・住民への情報提供 等
健康福祉事務所	・感染症予防に関する知識の普及、情報提供 ・人材の養成や資質向上と確保 等

【各主体の役割】（感染症発生動向調査の積極的活用）

主体	主 な 役 割
県民	・感染症発生情報提供への協力
関係団体等	・感染症発生情報の提供、学校サーベイランスへの協力等
事業者	・感染症発生情報提供への協力
市町	・感染症発生情報提供への協力
健康福祉事務所	・実施体制整備 ・感染症に関する情報の収集、解析・評価および情報提供 ・感染症の発生状況および動向の把握

【各主体の役割】（予防接種の推進）

主体	主 な 役 割
県民	・予防接種の受診
関係団体等	・予防接種実施への協力 ・予防接種に関する知識の普及
事業者	・予防接種に関する知識の普及
市町	・予防接種に関する知識の普及、予防接種実施の推進
健康福祉事務所	・予防接種実施の支援 ・予防接種に関する知識の普及

西播磨圏域地域・職域連携推進協議会（西播磨圏域健康福祉推進協議会 健康づくり部会）委員

所属	役職	氏名
相生市医師会	会長	魚橋 武司
たつの市・揖保郡医師会	会長	井上 善通
赤穂市医師会	会長	太田 洋一
宍粟市歯科医師会	会長	梶間 孝樹
佐用郡歯科医師会	会長	新庄 文明
赤穂市民病院（地域がん診療連携拠点病院）	院長	實光 章
県立粒子線医療センター	院長	不破 信和
相生市	市長	谷口 芳紀
たつの市	市長	西田 正則
赤穂市	市長	豆田 正明
宍粟市	市長	田路 勝
太子町	町長	北川 嘉明
上郡町	町長	工藤 崇
佐用町	町長	庵谷 典章
兵庫県薬剤師会西播支部	支部長	北川 嘉明
兵庫県看護協会西播支部	第1副支部長	生田 美苗
兵庫県歯科衛生士会揖保支部	支部長	井上真由美
兵庫県栄養士会	西播磨地域理事	栗岡きみ代
兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会	西播磨ブロック理事	坂本由規子
カジュアルリハビリテーション普及協会	会長	逢坂 悟郎
たつの市社会福祉協議会	会長	井川 進
西播磨地域婦人会連絡協議会	会長	高宮 一代
西播磨ブロック老人クラブ連絡協議会	会長	下房 正英
西播磨ブロックいずみ会	会長	横山 郁子
兵庫県愛育連合会	副会長	森中 御幸
相生商工会議所	会頭	小西 高男
西播磨地区商工会連絡協議会	会長	門田 善二
相生労働基準監督署	署長	森山 健治
相生労働基準協会	専務理事	横田 幸男
連合兵庫西播地域協議会	議長	松下 真幸
関西福祉大学	教授	小野ツルコ
播磨西教育事務所 光都教育振興室	室長	村上 慶光

<作成責任者>

兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所(たつの市龍野町富永 1311-3)

電話(0791)63-5150 FAX(0791)63-9234

メールアドレス Tatsunokf@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所(赤穂市加里屋 98-2)

電話(0791)43-2938 FAX(0791)43-5386

メールアドレス Akoukf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5-10-1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画